

平成 29 年

途上国における適応対策への我が国企業の貢献可視化に向けた
実現可能性調査事業

公募要綱

平成 29 年 6 月

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

目 次

事業の概要.....	2
1. 事業の目的	3
2. 事業の内容	3
(1) 対象となる事業・調査項目.....	3
(2) 事業の規模.....	4
(3) 事業の実施期間.....	4
3. 応募資格.....	5
(1) 単独で応募する場合.....	5
(2) コンソーシアムを形成して応募する場合.....	6
(3) その他	8
4. 応募の方法	9
(1) 募集期間.....	9
(2) 公募説明会の開催	9
(3) 公募提案書の様式.....	10
(4) 提案書の構成及び記載事項.....	10
(5) 提案書類の提出先	10
5. 審査・採択	11
(1) 審査方法.....	11
(2) 審査基準.....	11
(3) 採択件数.....	12
(4) 採択結果の公表.....	12
6. 契約締結.....	13
(1) 知的所有権の帰属	13
(2) 事業者の義務	13
7. 経費の積算	13
(1) 委託契約の締結・委託費の支払い.....	13
(2) 委託費の内容	14
(3) 計上可能な経費区分.....	15
(4) 経費支出の注意点	16
8. お問い合わせ窓口	18

事業の概要

近年の気候変動問題に係る国際交渉では、従来の緩和の分野に加え、気候変動影響に対する適応の分野への国際的な取組に一層の焦点が当たってきています。2010年COP16におけるカンクン合意において、「カンクン適応フレームワーク」の設立が決定して以降、適応委員会の設立や国別適応計画の策定など適応分野での議論が進展しています。

また、2015年12月に採択されたパリ協定第7条においても、適応に関する世界全体の目標設定や適応行動の必要性に言及しており、今後も、適応の範囲や効果の測定方法の策定等に係る詳細な議論が進展することが予想されます。途上国による気候変動対策を支援するため、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づく資金供与制度の運営を委託された多国間基金である緑の気候基金（GCF）を活用したプロジェクト実施についても、同基金の理事会決定により緩和と適応支援に対し、資金が均等に配分されることになっています。

経済産業省においては、平成29年度、温暖化適応ビジネスを推進するため、外部有識者委員会による「温暖化適応ビジネスの展望¹」の作成や「適応グッドプラクティス事例集²」の取りまとめ等を行いました。

このような背景を踏まえ、本事業は、途上国を対象に、我が国企業による優れた技術等を活用した適応分野での貢献の実現可能性やその効果の測定方法、指標の策定（以下、「FS」）を実施するものです。

本事業においては、経済産業省より、「平成29年度気候変動適応効果可視化事業（途上国における適応分野の我が国企業の貢献可視化事業）」（以下、「本委託事業」）の実施について委託を受けた三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「MUMSS」）が、全体の運営・実施を統括し、採択された事業者（単独団体またはコンソーシアム）との委託契約など、事業全体の事務局を務めます。

各種お問い合わせは、下記の連絡先に電子メールにてお願い致します。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
クリーン・エネルギー・ファイナンス部
担当：縫部（ぬいべ）
電子メールアドレス：cefc-info@sc.mufg.jp

1. 事業の目的

経済産業省では、我が国企業の技術や製品の普及を通じて、途上国の気候変動への影響への適応行動（以下、「適応行動」）への支援を強化するとともに、我が国企業の途上国市場への参入を促進するために、本委託事業を実施することとしました。

本委託事業では、事業を通じて、途上国の社会課題への適応行動の促進に貢献している我が国企業等の取り組みについて幅広く提案を募り、国の「委託事業」として実施することで、以下を実現することを目指しています。

- ① 気候変動の脆弱性が高い途上国を対象に、我が国企業による優れた技術等をもとにした気候変動の影響に対応する適応分野での企業としての事業を通じた貢献の実現可能性を調査・把握する
- ② 実現可能性調査を通じて、上記事業の効果測定の手法を策定する
- ③ 実現可能性調査を通じて、現地政府の適応に関する政策やプロジェクトとの連携に係る働きかけを現地政府関係機関に対して行う

さらに、本委託事業における支援を足掛かりとして、緑の気候基金（GCF）等の国際的な資金の活用によりプロジェクト具体化の実現可能性の高い優良案件の形成を目的としています。

2. 事業の内容

（1）対象となる事業・調査項目

本委託事業の目的に鑑み、途上国での適応対策に関する事業を応募対象とします。具体的な調査項目は、以下とします。

- ① 気候変動の脆弱性が高い途上国において、事業者の技術等の活用を通じた相手国の適応行動への貢献可能性の調査
 - a) 相手国において生じている又は生じる可能性が高いとされている気候変動の影響及びそれに対する解決策や軽減策に関する相手国のニーズの詳細
 - b) 上記に対する技術等の導入可能性（技術的な課題の検討や製品・サービスのスペックの検討に加え、市場の分析や、普及方法の確立、事業化を実現する場合のファイナンス策、相手国の政策との連携等の検討も対象とします。）

- ② 技術・製品を導入した場合の成果（相手国の気候変動の影響への適応行動への貢献や、その他経済・社会に与える影響）の評価手法の構築（参考資料1「評価手法の例」をご参照ください。）
- ③ 現地政府等の適応に関する政策やプロジェクトとの連携可能性の把握

なお、採択事業者には、調査期間内に開催される中間報告会に参加し、調査の進捗状況を報告すると共に、外部有識者のアドバイスに基づいた迅速な対応をお願いします。

また、実現可能性調査事業の成果は、我が国の先進事例として関心国にPRする（国際発信）とともに、適応分野が我が国企業にとって事業機会であることを、国内の事業者に啓発（国内発信）する際に公開される可能性があり、採択事業者にはその際にご協力いただくこととなりますので、ご注意ください。

（2）事業の規模

予算規模：1件当たり800万円程度

なお、具体的な金額については、事業計画と経費の積算内容を精査の上、決定します。本事業で負担可能な経費の詳細は、「7. 経費の積算」をご参照ください。

（3）事業の実施期間

本委託事業の実施期間は、委託事業の契約締結日から事業実施報告書の作成も含めて、最長で平成30年2月15日（予定）までに完了する範囲とします。（これ以前に終了する形での提案も可とします。）

なお、審査委員会で採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省と申請者で事業期間の変更について協議します。

また、本委託事業としての経費負担については、委託事業の委託契約の締結日以降、委託事業終了日まで発生するものを対象とします。コンソーシアム形式の場合、代表団体から参加団体等への事業委託は、代表団体による参加団体等の委託金額確定検査期間に配慮し、最長でもMUMSSと代表団体との委託契約終了日の一週間前までの期

間としていただきます。

3. 応募資格

本委託事業は、原則として法人格を有する民間事業者又は団体により実施します。実施主体は、単独の事業者またはコンソーシアムを形成する事業者とします。

なお、実施主体者は、本委託事業終了後に対象地域において事業実施の意思を持っている必要があります。そのため、製品の輸出、リサーチ・コンサルティング、研究開発に限定された取り組みは応募の対象となりませんので、ご注意ください。

(1) 単独で応募する場合

① 単独団体の定義

本委託事業に単独で応募できる団体（以下、「単独団体」という。）は、原則、我が国における法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は応募できないものとします。

単独団体は、採択の後に、MUMSS と委託契約を締結します。本委託契約締結後の経理実務については、単独団体が責任を持って管理することとなります。

本委託事業では、委託費の 5 割以上を内部経費として使うこととします。また、内部経費は実費のみの計上となります（利益の計上は不可となります。）。

② 単独団体に係る資格要件

単独団体は、自ら本委託事業を実施するとともに本委託事業の運営管理、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行います。また、MUMSS との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、単独団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、本委託事業期間の途中でも、要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

- ◇ MUMSS との委託契約を締結できること。
- ◇ 業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備さ

れていること。

- ☆ 当該委託事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- ☆ 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を任命すること。

（２）コンソーシアムを形成して応募する場合

① コンソーシアムの定義

本委託事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）及び代表団体と本委託事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体等」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本委託事業に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合（LLP）は代表団体になることが可能です。

代表団体は、採択の後に、MUMSSと委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。また、代表団体は、参加団体等と委託契約を結ぶこととなります。公益法人が代表団体になる場合は、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することがないように留意することが必要です。

本委託事業では、委託費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、コンソーシアム内の実費のみの計上となります（利益の計上は不可となります）。

② コンソーシアムの構成要件

応募は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみが行えることとします。

- ☆ コンソーシアムは、「③コンソーシアムの構成員に係る資格要件」に示す「代表団体」及び「参加団体等」によって構成されます。
- ☆ コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者又は団体を複数社含む構成とします。また、代表団体は、原則我が国における法人格を有する民間事業者

又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は応募できないものとしします。

- ◇ 本委託事業においては、コンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、事業に関する連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有してください。

③ コンソーシアムの構成員に係る資格要件

● 代表団体

代表団体は、自ら本委託事業の一部を実施するとともに本委託事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、MUMSS との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

- ◇ MUMSS 及び参加団体等との委託契約を締結できること*。
- ◇ 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- ◇ 本委託事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- ◇ 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を代表団体に任命すること。

* 代表団体と参加団体等とが締結する委託契約においても、MUMSS との委託契約に準拠していただきます。

● 参加団体等

参加団体等は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体等は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

◇ 代表団体との委託契約を締結できること**。

◇ 事業に主体的に取り組む人員がいること。

(注) 代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体等は、委託契約期間内に代表団体による委託金額確定検査に応じる必要があります。

** 公募申請書に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点で参加団体等から除かれることは原則認められません。

(3) その他

以下に該当する場合は、単独、コンソーシアムでの応募のいずれにおいても、応募対象となりません。

- 重複応募・重複事業参画の制限

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の平成 29 年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省又は他省庁に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案プロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

- 不適正経理に伴う応募資格の停止

本委託事業において、不適正経理等を行ったために、委託費の全部又は一部を返還させられた単独団体については、一定期間、経済産業省の補助事業等への参画が認められないことがあります。

4. 応募の方法

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 募集期間

募集開始日	平成29年6月19日（月）
締切日時	平成29年7月20日（木）正午（必着）

(2) 公募説明会の開催

本公募に関する公募説明会を開催します。説明会への参加をご希望される方は、件名を「公募説明会参加申込」とし、貴社名、参加者ご氏名、お役職名、電子メールアドレス、電話・ファックス番号を、電子メールでcefc-info@sc.mufg.jp までお送りください。

公募説明会日時	平成29年6月26日（月）午前10時～11時30分
場所	東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 地図 http://www.sc.mufg.jp/company/profile/map.html
参加申込締切日	平成29年6月22日（木）正午

お申込につきましては先着順とし、定員になり次第締切とさせていただきますので、予めご了承ください。参加される方へのご連絡は行いませんので、ご了承ください。

なお、説明会終了後に、応募の具体的な手続きやご提出頂く書類の記載方法等に関する個別相談に応じます（1件あたり15分程度）。ご希望の場合は、説明会申し込みの際にお知らせ下さい。

本公募に関してのご質問は、MUMSSに直接ご連絡ください。経済産業省は一切の質問を受け付けておりませんので、ご了承ください。

(3) 公募提案書の様式

① 提案書類の提出に際しては、以下の書類を一つの封筒に入れてご提出ください。

様式 1~9 について Word ファイル、Excel ファイルは、別途、電子メールにて送付いたしますので、「8. お問合わせ窓口」へご請求ください。

様式	提出部数
(様式1) 公募申請書	1部
(様式2) 公募提案書	10部
(様式3) 経費積算書	10部
(様式4) 団体・企業の概要	10部
(様式5) コンソーシアムの概要	10部
(様式6) プロジェクトリーダー・サブリーダー経歴書	10部
(様式7) 業務管理責任者経歴書	10部
(様式8) 参加団体等の概要	10部
(様式9) 申請受理票	1部
返信用封筒	1部
その他参考資料 (必要に応じ)	10部

(4) 提案書の構成及び記載事項

提案書の作成に際しては、公募提案書の様式を使用し、参考資料2「公募申請書類の作成要領」に従って作成してください。

(5) 提案書類の提出先

提案書類は締切日時までに郵送・宅配等により以下に提出してください。なお、書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、公募要綱等をご熟読の上、ご提出ください。また、締切日時を過ぎての提出は受け付けません。配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕をもってご郵送ください。

なお、様式1~8の電子ファイル（ワード、エクセル及びそのPDFファイル）を、別途、電子メールにて cefc-info@sc.mufg.jp 宛てにご提出ください。添付ファイルを含むメールの受信容量は10MB以下となります。

提出された提案書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用致しません。また、提案書類の返却は致しません。また、選定の正否を問わず、書類の作成費用は支給致しま

せん。

〒100-8127 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
クリーン・エネルギー・ファイナンス部
「適応FS調査事業」担当宛

5. 審査・採択

(1) 審査方法

公募締切後、第三者の有識者で構成される「平成29年度途上国における適応対策への我が国企業の貢献可視化に向けた実現可能性調査事業」審査委員会（以下、審査委員会）により書面審査を行い、必要に応じ、提案内容に関するヒアリング審査を実施する場合があります。

応募される単独団体またはコンソーシアムにおいては、ヒアリング対象案件になることを前提に、同日のヒアリング審査に参加できるよう日程確保等のご準備をお願いします。（総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の参加を必須とします）。

ヒアリング審査日時	平成29年8月3日（木）午後
場所	東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 地図 http://www.sc.mufg.jp/company/profile/map.html

(2) 審査基準

審査の基準は以下のとおりです。

(A) 本公募の目的との整合性に係る評価
①経営戦略における適応ビジネスの位置づけが明確か。
②本公募事業の対象国・適応課題の選定理由が具体的に記載されており、本公募の目的に

<p>合致しているか。(気候変動における脆弱性、気候変動に関わる社会課題等)</p> <p>③選定された適応課題の解決にどう貢献するのか具体的に記載されているか。提案事業が、対象国の政府が有する国家計画等に示されたニーズに即しているかどうか。</p>
<p>(B) 事業性に係る評価</p>
<p>①ビジネスモデル(価格競争性を確保するための戦略も含む)や事業化までのスケジュール・事業内容・成果、事業化後5年間の事業計画・収支計画等が具体的に記載されているか。</p> <p>②本公募事業での具体的な取り組み内容とそのスケジュールが記載されているか。</p> <p>③本公募事業の成果のイメージが記載されているか。</p>
<p>(C) 事業の実現性に係る評価</p>
<p>①本公募事業の実施に適した体制が組まれているか。</p> <p>②参加団体等の役割、取り組み内容が明確に記載されているか。</p> <p>③財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか。</p> <p>④本公募事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。 ー実績、ノウハウ、人的ネットワーク等々</p>
<p>(D) 本公募事業に期待される効果に係る評価</p>
<p>①本公募事業を通じて得られると期待される効果は、対象国のニーズに即しているか。</p> <p>②本公募事業を通じた現地政府との連携は現実的であり、効果が大きいか。</p> <p>③本公募事業を通じて得られる成果の効果測定方法が具体的でかつ現実的か。</p> <p>④本公募事業の将来的な他国への横展開の可能性・戦略等があるか。</p>

(3) 採択件数

採択件数：5件程度

(4) 採択結果の公表

採択候補となった提案者については、「採択候補事業」、としてMUMSSのホームページで公表するとともに、当該提案者に対し、その旨を通知します。

6. 契約締結

採択候補となった提案者（単独事業者あるいは、コンソーシアムの代表団体）については、MUMSSとの間で、事業実施に関する委託契約書を締結して頂きます（参考資料3「委託契約書案」をご参照ください）。事業の開始は、契約締結日後となります。

（1）知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社を通じて経済産業省に帰属することとなります。詳しくは、参考資料3「委託契約書案」の第27条をご参照ください。

（2）事業者の義務

- ・ 事業者は、本委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、本委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、MUMSS から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ・ 本委託事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、MUMSS は事業者に報告を求め、又は MUMSS の職員が本委託事業に関する帳簿等の調査を行います。事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- ・ MUMSS は、事業者が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

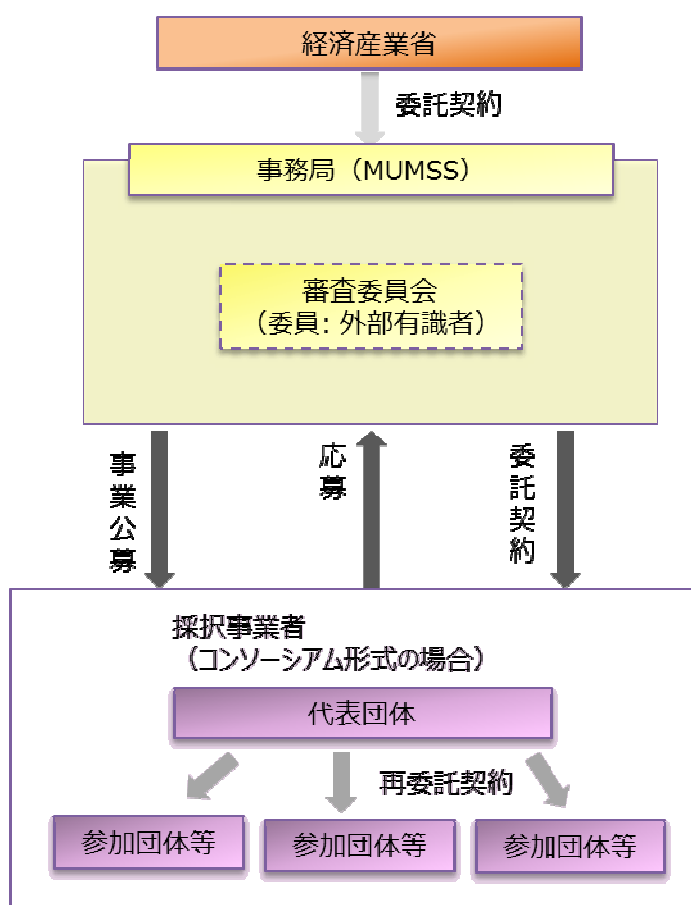
7. 経費の積算

（1）委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 委託費の支払いは、事業完了後の精算払い（確定検査の実施）となります。
- ・ コンソーシアムの場合、代表団体は、採択の後に、MUMSS と委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。さらに、代表団体は、参加団体等と委託契約を結ぶ

こととなります。公益法人が代表団体になる場合は、委託費の 5 割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することはできません。なお、代表団体は、委託契約を締結するすべての参加団体等に対して委託金額確定検査を実施する必要があります。

- ・ 委託契約の締結・委託費の支払いについては、参考資料 3「委託契約書案」と経済産業省「委託事業事務処理マニュアル¹」をご参照ください。



(2) 委託費の内容

- ・ 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等とその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業では単独事業者あるいはコンソーシアム）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。

¹ http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf

- ・ したがって、「平成 29 年度途上国における適応対策への我が国企業の貢献可視化に向けた実現可能性調査事業」という国の事業を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として単独団体またはコンソーシアムに対して支払われるものです。単独団体およびコンソーシアム代表団体、参加団体等に対する利益の計上は認められません。
- ・ コンソーシアムの場合、代表団体は人件費、事業費、参加団体等に対する再委託費、一般管理費を、参加団体等は代表団体からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を、それぞれ計上できます。
- ・ 外注費は委託費総額の 5 割未満とします。

(3) 計上可能な経費区分

計上可能な経費区分は下表のとおりです。

区分	経費区分	内容
人件費	人 件 費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅 費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会 議 費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 (会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
	謝 金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
	借 料 及 び 損 料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	外 注 費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)
	印 刷 製 本 費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補 助 員 人 件 費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費

	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) - 通信運搬費（郵便料、運送代。ただし、国内に限る。） - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費等
再委託費	再委託費	発注者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる (委任又は準委任する) ために必要な経費
一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(4) 経費支出の注意点

上記(3)の計上可能な経費区分について、支出に際し特に注意が必要なものは、以下のとおりです。

- 人件費
 - ・ 地方公共団体は計上できません。
 - ・ 無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。

- 謝金
 - ・ 採択事業者内部の有識者への支出は計上できません。

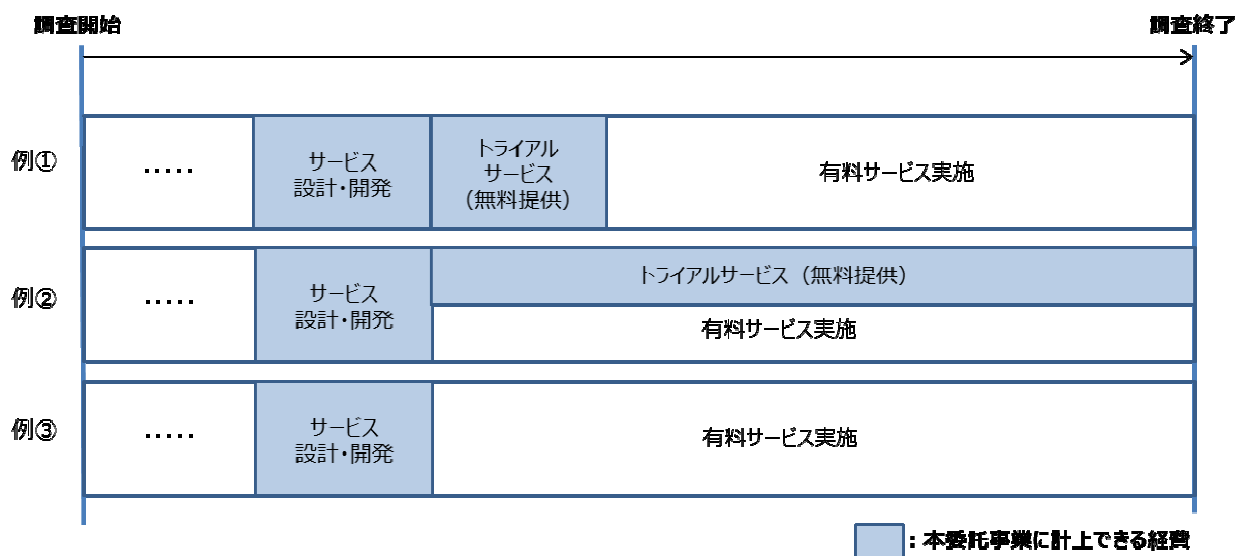
- 機器等
 - ・ 本委託事業において使用する機器等(20万円以下のものも含む)は、本委託事業期間内でリース又はレンタルを認めます。購入は認められません。
 - ・ なお、機器等の調達国と使用国との間の輸送に関する支出は計上できますが、以下の全ての条件を満たした支出以外は認められません。
 - ① 契約終了日までに現地で機器を用いた調査を行うこと
 - ② 契約終了日までに関連する全ての支払いを終えること

上記の条件の一部でも満たさない場合は、機器等の調達国と使用国との間の輸送に関する支出全てが計上できなくなり、全額事業者負担となりますので、ご留意く

ださい。

- 消費税
 - ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するか確認させていただきます。
- 有料サービス提供における人件費・事業費等
 - ・ 有料サービスの提供を行う場合、サービスの設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本委託事業費の範囲内となります。
 - ・ 有料サービスの提供期間中に係る費用については委託費用に計上できません。ただし、サービスの提供による収支、利用者数等の結果については、報告させていただきます。

有料によるサービス提供のパターン（例）



注：有料サービス実施における効果検証（利用者アンケート実施、課題抽出のための調査）等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。

8. お問い合わせ窓口

ご質問、お問い合わせ、及び公募提案書の様式（様式 1-9）のご請求は、下記窓口まで電子メールにてお願いいたします。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 クリーン・エネルギー・ファイナンス部 担当：縫部（ぬいべ） 電子メールアドレス：cefc-info@sc.mufg.jp

i 「温暖化適応ビジネスの展望」

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/ondanka_platform/kaigai_tenkai/pdf/005_10_01.pdf

「温暖化適応ビジネスの展望（資料編）」

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/ondanka_platform/kaigai_tenkai/pdf/005_10_02.pdf

「温暖化適応ビジネスの展望（概要編）」

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/ondanka_platform/kaigai_tenkai/pdf/005_10_03.pdf

ii 「適応グッドプラクティス事例集」

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/ondanka_platform/kaigai_tenkai/pdf/003_06_02.pdf